

登

BULLETIN

版

DE LA

録

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十一年十一月二十九日發兌

第七號

大日本監獄協會



大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄事業ヲ獎勵スル事
二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
五 諮問及ヒ質問ニ答フル事
六 監獄文ヲ纂ル事
七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
十 萬國監獄協會及萬國監獄委員會及ヒ各國監獄協會トノ通信、往復、其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ義議ヲ討論、談話等トシ舉行スヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ
- 第六條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ義議ヲ討論、談話等トシ舉行スヘシ
- 第七條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一 推戴員
二 正員

特別會員

- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス
- 第八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九條 推戴員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
- 第十條 正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス
- 第十一條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第十二條 正員ハ本會ニ於テ選舉スルモノトス
- 第十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一 會長
二 副會長
三 庶務局長
四 調查局長
五 庶務委員
六 調查委員
七 特別調查委員
- 第十四條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一年トシ毎年ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルルヲ得
- 第十五條 總會ハ毎年四月二之ヲ開ク
- 第十六條 正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ム
- 第十七條 選舉ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第七號目次

會告	一
官報	九
論說	一四
譯義	一八
日本治罪法譯	二四
歐米監獄沿革史	二八
佛國監獄法大意	三七
警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法	四三
通信	四八
本會記事	四八

大日本監獄協會雜誌第七號

明治二十一年十一月二十九日

○本會の臨時總集會

調査局長 宇川盛三郎 東京

○本會細則第二條の主幹一人とあるを主幹二人と改正すること及び公撰議員十人を撰舉するに付き去る十月二十七日午後一時より東京駿河臺明治法律學校講堂に於て本會の臨時總集會を開きたり

庶務局長石澤謹吾氏議長となり開會を告げ主幹一人を二人となすの會計主幹と事務主幹との二人あるを要するものにして公撰議員十人の撰舉ハ本會の組織に關する事の粗々整頓したるを以て公撰議員を撰舉し至急評議會を開らさ本會の方針に關する事を議定せん爲めなる旨を述べ議事を開らく
衆議の上細則第二條に

主幹 一人

當分之ヲ設ケ事務ヲ主ラシム但シ兩局長ノ一人之ニ當ルモノトス

とあるを左の如く改正したり

主幹 二人

正員中ヨリ撰舉ス

右畢りて公撰議員の撰舉を行ひたるに左の諸氏當撰せられたり

正員 田口 卯吉 五十一票 正員 青木 匡 四十四票

正員 岡山 兼吉 四十七票 正員 末廣 重恭 四十一票

正員 銀林 綱男 四十七票 正員 大浦 兼武 三十九票

正員 林 和 一 四十五票 正員 松本 美凱 三十九票

正員 角田 眞平 四十四票 正員 杉本 重遠 三十七票

次ひて主幹二人を撰舉したるに左の岡氏當撰せられたり

正員 宇川 盛三郎 正員 關 長 磨

右畢りて散會したるハ午後四時頃なりし

右會員諸君に報道す

明治廿一年十一月二十日

○本會の評議會

調査局長 宇川盛三郎 東京

本會の方針其の他に付き評議會を開らくの必要あるを以て本月六日午後五時より東京麹町區富士見町富士見軒に於て第一回評議會を開らざたり同會へ案内したる者の左の如し

特別會員 公撰議員 在京議員 局長 主幹 庶務委員

調査委員

而して來會せられたる者の左の如し

公撰議員 角田 眞平 議員 小泉 保直

公撰議員 青 木 匡 議員 中村 孫兵衛

公撰議員 林 和 一 議員 福原 三藏

公撰議員 大浦 兼武 庶務局長 石澤 謹吾

公撰議員 杉本 重遠 調査局長 宇川 盛三郎

議員 安達 純 主幹 關 長 磨

- 議員 杉本壽幸 庶務委員 佐野 尙
 議員 岡 貞一 調査委員 武田英一
 議員 鈴木儀門 調査委員 深井鑑一郎
- 右を以て評議會を開らる決定したる事項左の如し
- 一 目的

- 一 帝國監獄事業ノ改良ヲ翼賛スル事
 一 監獄關係事業ノ改良ヲ翼賛スル事
 一 司獄官ノ養成ヲ獎勵スル事
 一 感化事業ヲ獎勵スル事
 一 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 一 貧民救助ヲ獎勵スル事
 一 貧民教育ヲ獎勵スル事
 一 貧民授職ヲ獎勵スル事

一事業

- 一 雜誌ヲ發行スル事 一 貧民授職ノ標準 一 懸賞文
 一 出獄人保護會社ノ標準 一 杏問及ヒ質問ニ答フル事 一 著述
 一 監獄學校ノ創設 一 實地出張調査 一 翻譯
 一 各府縣司獄官練習所ノ標準 一 教誨法ノ調査 一 圖書ノ出版
 一 感化院ノ標準 一 工役法ノ調査 一 海外通信
 一 貧民教育ノ標準 一 懲戒法ノ調査 一 慈善會
 一 貧民救助ノ標準 一 獄制ノ調査 一 集會

一總會(全國ノ會員)

- 一 規則ノ改正及ヒ修正 一 事務ノ報道 一 事業ノ報道
 一 役員ノ撰擧及ヒ改撰 一 會計ノ報道 一 議決法(出席會員)
 一 常集會

- 一 學問上ノ研究 一 講義 一 會務ノ相談 一 議決法(出席會員)
 一 講談 一 討論 一 建議 一 知友ノ誘引

一 評議會(特別會員在京議員、出京議員、役員、名譽職役員、發起人)

一本會ノ方針ニ關スル事 一 規則案ニ關スル事

一本會ノ事業ニ關スル事 一 建議ニ關スル事

一 豫算ニ關スル事 一 評議員ノ意見

一 決算ニ關スル事 一 議決法(出席員又ハ持廻リ)

一 役員會(役員、發起人)

一 事務ノ打合ヒ 一 議決法(出席員又ハ持廻リ)

一 雜誌

一 目的ニ關スル事 一 本會記事 一 講談 一 會計

一 事業ニ關スル事 一 各府縣報告 一 翻譯 一 統計

一 常集會筆記 一 官報 一 通信 一 役員

一 集會記事 一 講義 一 寄書 一 入退會

一 會員

一 司獄官 一 司法官 一 府縣官 一 中央行政官 一 公論者 一 宗教家

一 警察官 一 議法官 一 法律家 一 府縣會議員 一 特志者 一 教育家

一 特別調査委員

一出獄人保護會社標準調査委員 主任 一人

一司獄官養成法標準調査委員 主任 一人

一感化院標準調査委員 主任 一人

一貧民救助標準調査委員 主任 一人

一貧民教育標準調査委員 主任 一人

一貧民授職標準調査委員 主任 一人

一懲戒法標準調査委員 主任 一人

一工役法標準調査委員 主任 一人

一教誨法標準調査委員 主任 一人

一獄制調査委員 主任 一人

一會計檢査委員 主任 一人

一 常設委員

- 一 海外通信委員 主任 一人
- 一 雜誌編纂委員 主任 一人
- 一 會員募集委員 主任 一人
- 一 各府縣報告委員 主任 一人
- 一名 譽職役員

- 一 發起人 一 舊會長 一 舊局長
- 一 舊總裁 一 舊副會長 一 舊主幹

一 發會

發會ハ明治二十二年の初月に於て之を開くことに決したり
右串りて會員募集委員を左の諸氏に依託したり

- 特別會員 小原 重哉 公撰議員 林 和一 庶務局長 石澤 謹吾
- 公撰議員 岡山 兼吉 公撰議員 杉本 重遠 調査局長 宇川 盛三郎
- 公撰議員 銀林 綱男 議 員 山下 房親 主 幹 關 長 磨
- 公撰議員 角田 眞平 議 員 大浦 則泰

公撰議員 青木 匡 議 員 安達 純
右き會員諸君に報道す

明治二十一年十一月二十日

官 報

自明治二十一年十月一日
至明治二十一年十月三十一日

● 勅 令

朕地方官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可ス

御 名 御 璽

明治二十一年十月十三日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆
内務 大臣伯爵山縣有朋

勅令第六十八號

明治十九年七月勅令第五十五號地方官官等俸給令中第六條並別表左ノ通改正ス

第六條 警部、警部補、看守長、看守副長及收税属ノ俸給ハ別表定ムル所ニ依リ事務ノ繁簡ニ從ヒ府縣知事便宜之ヲ増減スルコトヲ得但一等上級俸ヲ受ケタル者

特別増俸ノ場合ハ判任官官等俸給令ニ依ル
昇等毎等ノ定員及在官死亡者ノ賜金ハ前條ニ同シ
別表

官等	判任官									
	警部			看守			警部補			看守副長
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
一等	七拾五圓	五拾圓	四拾五圓	四拾五圓	四拾五圓	四拾五圓	卅五圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
二等	六拾圓	四拾五圓	四拾圓	四拾圓	四拾圓	四拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
三等	五拾圓	四拾圓	三拾五圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
四等	四拾五圓	三拾五圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
五等	四拾圓	三拾圓	二拾五圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
六等	三拾五圓	二拾五圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
七等	三拾圓	二拾圓	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
八等	二拾五圓	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
九等	二拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
十等	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓

警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年十月十三日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

勅令第六十九號

内務大臣伯爵山縣有朋

明治十九年五月勅令第四十二號警視廳官制中第三十一條並別表左ノ通改正ス

第三十一條 警部、警部補、消防司令、消防司令補、看守長、及看守副長ノ官等月俸ハ別

表定ムル所ニ依リ事務ノ繁簡ニ從ヒ總監便宜之ヲ増減スルコトヲ得但一等上

級俸ヲ受ケタル者特別増俸ノ場合ハ判任官官等俸給令ニ依ル

別表

官等	判任官									
	警部			看守			警部補			看守副長
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
一等	七拾五圓	五拾圓	四拾五圓	四拾五圓	四拾五圓	四拾五圓	卅五圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
二等	六拾圓	四拾五圓	四拾圓	四拾圓	四拾圓	四拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
三等	五拾圓	四拾圓	三拾五圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
四等	四拾五圓	三拾五圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	三拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
五等	四拾圓	三拾圓	二拾五圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
六等	三拾五圓	二拾五圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	二拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
七等	三拾圓	二拾圓	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
八等	二拾五圓	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
九等	二拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓
十等	一拾五圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	一拾圓	卅圓	貳拾圓	拾八圓	拾五圓

化セントスルノ精神ニ出テタルモノナリ

●獨逸犯罪統計 千八百八十六年ニ於ケル獨逸國ノ犯罪統計ヲ見ルニ同年間ニ於テ重罪及輕罪ヲ犯シ獨逸國ノ裁判所ヨリ宣告ヲ受ケタル者ノ數ハ三十五万三千八百八十二人ニシテ處刑年齡(十二歳以上)ニ達シタル人口ノ百分一ニ當リ又之ヲ一般ノ人口ニ比スレハ千分七餘ニ當リ此内二十七万八千八百五十七人ハ男子ナリトス同年ニ於ケル犯罪統計ノ前回調査ノモノニ比シテ著シキ變更ヲ現シタルハ竊盜犯ノ大ニ減シタル一事ナリ即チ千八百八十二年ニ於テ竊盜犯ヲ以テ處罰セラレタル者ノ數ハ十万三千五百十人ナリシニ千八百八十六年ニ於テハ八万八千八百十六人ニ減セリ(本年九月五日獨逸アルゲマイネ、ツァイツング)

論 說

本欄に諸氏の寄稿又ハ起稿中一部の論說と認めたるものを掲ぐ但し説の當否ハ固より編者其の責に任せず

○治獄の事に就き偶感を述ぶ

正員 深井鑑一郎 東京

○第一 刑法及び監獄

刑法ハ此の社會に對じて如何なる必用ある乎、監獄ハ如何なる關係より此の社會に必用を感ずるに至りし乎此の二者の原理を講究するハ蓋し贅事にあらざるべしと信するなり抑も此の社會てハ物体の中に善と惡との分子を包有するか故に正理を保維するに於て巧みなりと雖も亦た惡事を爲すに拙ならざるものなり

左れハ古への時より今の時に至るまで數千百年の間何れの世と雖も善と惡との人々相交りて互に相軋し生存競争を爲さることなきか故に未だ全く此の社會を擧げて善人のみにして惡人あしとする乎又ハ惡人のみにして善人なしとすること能ハざるものなるふと之を歷史上に徴するも明白なるところなりとす夫れ然り是れを以て人類の此の社會に生存する以上の必らず其の間に不良不善のもの出ても人を殺し財を奪ふか如き所行を働らき放恣せらざるところなく以て社會の秩序を紊り一個人の安寧を傷くること往々にして之ありとす是に於て一國一郡の上に立ち人民の治馭を計るの施政者たるものハ之を防制するの策を設け其の最嚴を警戒するの術なかるへからず是れ刑法てふもの此の社會に設けられし所以なり古人云ふ刑ハ刑なきに期すと他あし刑法を設爲するハ此の社會に罪者鮮なからしめんとの主意に出でたるものなり

然れとも刑法とい單に刑罰の法文を課すると云ふに止まれるものにして未だ其の法文に對する實用をなすこと能ハざるものなるか故に未だ罰てふものも實用に於て價值なきものなりとす是に於て是非其此の罰を實行するの箇所を設け以

て彼れ惡人輩の自由を牽制し各々其の罪の輕重に依て夫れ、夫れの價值を定めざるへからざるなり是れ其の箇處を名けて監獄と云ふ他なし此の監獄なるもの刑法の實用を確實ならしめたるものなり

ソルブロックウエー氏曰く刑法と監獄との相關は常に甚た親密にして刑法善良なるを致せし罪犯も亦た隨て少なく其の相關の理を以て之を推すと雖も余か輩實に刑法を以て因となし監獄を以て果とあさるを得すと信なる哉氏の言や蓋し刑法と監獄との相關の理は恰も唇齒相倚り輔車相須つの姿を爲せるものにして刑法なければ隨つて監獄の必要もなく監獄なければ隨つて刑法の實用も遂くること能はざるへし故に此の二者の相離るへからざると云ふの原則に到底免かるへからざるの道理なりとす左れは刑法の設けある以上は監獄の設けなかるへからざるなり監獄の主義定めざるへからざるなり監獄則の設けなかるへからざるなり司獄官置かざるへからざるなり

○第二 司獄官及び監獄則

法の死物なり之を利用するは其の人の賢愚と能不能とに在り故に一瞬の間に千

里を走るの良汽艇あるも運轉手其の人を得ざるるときは其の疾きこと風帆船に劣りぬへし干將莫邪の利刃あるも使用其の人を得ざるときは其の利反つて鈍刀に若かず司獄官の監獄則其のものに於けるも亦た然らざるを得ざるなり蓋し良監獄則を以て良司獄官に附すへきこと固より論を俟たずと雖も熊魚相得ることの頗る難きか故に善良なる監獄則固より必要なるどころなりと雖も然れとも若し之を良司獄官に附せざるるときは其の用を爲さざるへく又其司獄官ありて監獄則の未だ善美ならざるに於けるも亦た然らざるを得ざるへし然れとも余は思惟す司獄官の善良ならざるものに向つて良監獄則を附せんより寧ろ良司獄官に附するに未だ善美ならざるの監獄則を以てするの勝れるに若かずと何となれの監獄則未だ善美を盡さずと雖も庶幾は亦た能く之を處理して罪人を感化矯正することを得へし苟も司獄官其の人にあらざるときは監獄則如何に善美を尽すとも決して罪人を善道に向はしむることを得ざるのみならず亦た反つて其の方法の善美周到なるに累はされて其の間に障礙を生ずることなしとすへからず夫れ監獄ては物体は自ら一社會の体裁を爲せるものにして其の内部に棲息すると

ころの族輩ハ兇惡不逞の徒にあらざるもの鮮し之を目して野蠻の社會と稱するも敢て不可なからん乎之を疾病者に譬ふれハ肺患の病あるものも如く然かり凡庸醫師の皆な刀匕を投して走るところのものにして國手先生其の人を得て之か治術を施すにあらされハ到底回復の見込みあるへからず然るを令若し之を凡庸醫師に一任して顧慮せざるべきハ如何に其器械の備へることありと雖も奚そ感化矯正の目的に到達することを得んや亦た以て罪惡繁殖の楷梯とならんのみ」以太利國國會下院の議員某氏曰く監獄則の眞に善美を尽くすことを得るものハ豈に當に法律及び規則のみに依て然らんや唯た司獄官其の人を得ると得ざるとに在るのみと氏の言實に我れを欺かず

(未完)

講義

○日本治罪法講義 (第五號の續き) 正員 井本常治 東京

前回に於て講述したる如く公訴權に就てハ數多の例外ありて此の所爲あるや直ちに此の訴を起すと云ふ能はざる場合あり然れとも私訴に至てハ此の如きこと

あらず已に此の所爲あるや直ちに此の權利を發生するものなり故に犯罪の被害者たるものハ何時にても其の權利を以て訴を起すことを得るものとす

元來私訴のものたる民事上の權利と均しく權利者の隨意に處分し得べきものに於て必ずしも公訴と兩々並ひ立たざる可らずと云ふか如き究屈のものにあらず故に或ハ民事裁判所に出訴して其の權利の執行を求むることも勝手にして法律ハ毫も此れに干渉するところにあらず然れとも治罪法に於てハ私訴を以て公訴の裁判と併せ理せしむるを目的となせり惟ふに刑事裁判所に於て之を公訴と併せ理することハ幾多の利益あるなるへし即ち訴訟人をして二種の手續をなすの煩を除き事實の審理を二途にするの嫌を去り裁判の歸結を齊一にする等其の重なるものにして且つ裁判官に於ても彼れを審理するハ即ち之を審理することなるか故毫も煩を感ぜざるのみならず却て被告人の所爲を徵証するに於て少なからざる便益を有すへし是れ私訴の裁判を以て公訴に附帶して審案するを得せしむる所以なり而して普通裁判所即ち始審裁判所に於てハ人事に關するあと又ハ金額に見積られざることの外金額に關する爭訟ハ百圓以上のものに限り百圓

(六二三)

大日本監獄協會誌第七號

以内の争訟ハ治安裁判所の管轄と定めたり然れども私訴の裁判に於てハ百圓以上のものを違警罪裁判所に於て審理することもあるへく百圓以内のものを輕罪裁判所に於て管轄することもあるへく其の私訴の目的金額を以て管轄の如何に關せざるものとせしむるは是れ私訴ハ公訴の附從として審案せしむるものにて從ハ主に伴ハざる可らざるものと勿論たれハなり且つ實際に就て此れを見るも違警罪に原因する私訴の如きは太た其の金額の顯多ならざることを知るへく若し時として非常の要償を要するありとするも民事裁判所に特別に出訴することを得へしか故、毫も此の例外ハ不都合の結果を生ずるものにあらす其の輕罪裁判所に於て百圓以内の裁判をも管轄する場合の如きは訴訟人に利益ある更らに云ふを要せざるなり

而して此の私訴ハ何時にても此れを得べきものにて例へハ輕罪の被告事件に關し裁判言渡の後、控訴となりたる場合に於て被害者ハ控訴院に向ひ直ちに私訴を起すことも隨意なり然れとも上告の際に至り大審院に向ひ新たに起訴することを得ず此れ大審院ハ事實の裁判を司るところにあらざるを以てなり又違

大日本監獄協會誌第七號

(七二三)

警罪の種類に依り便宜上、警察署をして管轄せしむるか如きことあるも元來警察署ハ裁判所たるべき性質を有するものにあらざるか故、私訴即ち民事上の裁判までも與ふること能ハざるあり(第四條)

私訴の裁判ハ必らず公訴の裁判を待たざる可らず、公訴ハ主にして私訴ハ此れよりして出るとするの結果の一なり例へハ今、甲なるものありて右に行けり甲の右に行きしハ法律上の犯罪を形造くるものなり故に公訴起るなり然るに甲の右に行きたる爲め乙なるものハ其の權利を害せられ損害賠償を請求するの權利を得たることありとすれハ乙者の權利を保護するにハ必らず甲者の右に行きたる事實を確めざる可らず而して甲者の右に行きたる事實を以て犯罪なりとすれハ先づ主として甲者の右に行きたるや否やのことを調査する手續を行ハざる可らず即ち此の手續こそ根本とあるものにて此の根本ハ取りも直さず刑法上の制裁の依て出るとするなるか故公訴の主たる目的となるものなり故に公訴の裁判を終へるときハ私訴の裁判ハ節々刃を迎ゆるの類にて更らに審案の勞を須ひすして明なることとなるなり公訴、私訴の裁判に其の順序を定めたるハ斯くの如き理由

に基つけり且つ又私訴の財産、名譽等民事上に關する事件あれども公訴の結局の人身の自由に及ぶを以て通例となすか故、彼れ此れの間、輕重あるに更らに言ふを待たず而して其の輕き財産上の權義を判斷したる裁判の勢力、人身の自由に關する刑事の裁判に及ぶか如きまともあらざるに由々しきことにあらずや而して甲裁判の結果、乙裁判の爲めに多少の影響を及ぼすべきの人事の常にして決して免れ能はざるところなり、故に治罪法の此の本末、輕重の理を明らかにし總則第六條に於て公訴、私訴並ひ起るときは其の同一裁判に於てするといへば刑事裁判所に於ては他の民事裁判所に於てするを問はず私訴の裁判に必らず公訴の裁判の後になさるへからずとし若し此の順序を錯りたるるときは公訴の裁判も私訴の裁判も共に無効のものとなせり此れ其の輕重の理を明らかにしたるものなり(第六條私訴の裁判を刑事裁判所に求むるの利益あること)己に述べたるところの如し然れども民事原告人にして一旦、此れを民事裁判所に提起したる上の檢察官より公訴を起したるにあらざれば更に其の管轄を更めて刑事裁判所に訴へ出るふとを得ざるものとなせり此れ刑事上、罪とあらざるふとを強て裁判の簡易ある

(第七條)

原告者に利益多き、刑事裁判所に移さんとするの傾きを防きたるものなり、故に已に檢察官より公訴を提起したる場合に於ては民事裁判所に於て審理中のものとし雖も此れを願下け刑事裁判所に訴へ出ることを得るなり又刑事裁判所に私訴の裁判を求めたるものにして民事裁判所に其管理を更めんとする場合に於ては必らず被告人即ち相手方の承諾を得ざる可らずとなせり此れ斯くの如く二重の手數を生じ從て裁判費用にも關係する場合に於ては其の關係者の許容を必要とするの當然の理たるを以てなり蓋し原告者に於ては刑事裁判所に於て私訴の裁判を受けるを以て常に利益ありとなすといふ云へ時として民事上、難雜の關係を有し刑事の制裁の起らずして民事上の權利のみ原告者に存するか如き場合少なしとなさず、斯る場合に民事上の式に従ひ其の裁判を受けることの原告者に利益ある又更らに言ふを待たざるなり此れ其の刑事裁判より民事裁判に轉せんとする場合を豫想し且つ其の訴訟の對手人たる被告人の承諾を必要となせし所以なり

(未完)

綴 譯

○歐米監獄沿革史 (第五號の續き)

米國神學及法學博士 ワインス氏 著

正員 神谷彦太郎 譯 東京

第四節の續き デンネの書の出たる年の復た獄事につき將來の改良に望みを與へたる他の事實の爲めに記憶すべき年なりとす即ち憐れむべき負債囚を保護せんと目的を以て起立し而して今尙ほ連綿たる一會社の此の年に構成されたと是れあり又其の翌年に地方長官に對し其の所轄に係る諸監獄に法教師を定置することを許せしところの勅令發布ありたり是れ蓋し罪囚も亦た救護すべきものゝ範圍内に在りとの第一の英政府の公認にして茲に至りて初めて二百有餘年前ビショップ官僧ラチメルカエドワルド六世の面前に於て爲したる熱心なる請願其の成就を告げたり是の年ボーファム(英國の裁判官を勤めし人なり)の守獄人の謝金(四徒より呈する報酬金を云ふなり昔時英國の守獄人の此の金)の之を廢止し代ふるに定額あるを以て生計を立て其の他に俸給はなかりしと云ふ

俸給を以てすへしとの建議を國會に提出したり又是れより先き數月に高名なる大慈善家にして世界の監獄改良者たるジョン・ボワルドのベッドフォードシールの上等法官に任せられたりき斯くて深夜の暗蔭に漸く其の迹を收め遠隔の地平に天明の東雲と蒼白とを見るを得たり

第五節 白耳義に於ける著明の改良 十八世紀の中頃なかごろの歐羅巴全洲の法律及び風習に大進動ありし時なりしか此の進動の白耳義王國をして監獄の學理及び實際に著明の改良を行はしめたり今其の事を述んに夫の白耳義王國の賢明博識なるマリア、テレサ女王の此の法律風習大進動の時勢に感して其の進動の一部分を占めんとを勉めたりしか于時フランダーズの太守なる王子チャールズのヴィンナに於て開きたる秘密會議(千七百六十五年)に向て不善を鎮壓せんか爲めに用ゆる鞭打拷問及び駭おそひ全く無力無能なりとのにつき注意を與へドフヒールランドも亦た該會議に於て強語を以て耻辱及び苦痛の刑罰を使用するの無益なりと報告し而して矯正主義獄建設の必要あることを辨明し又幽邃ある理學上の觀察に依り廉耻なきの人民の耻辱又の不面目を恐れて節撙せらるべき者にあらす

また如何ある處刑も刑杖も烙鐵も決して作業の嫌惡を以て其の源由となすところの放恣不法を滅絶するに足らずと説明し之を滅絶し得へき唯一の手段は彼輩をして強て勞動せしむるにありと主張したり於是乎女王も亦た自から上來陳述せしどころと同一の趣意を以て尊敬すへき二業の手書を作れり且つ其の手書に「極めて殘虐暴戾ある犯罪に對するの外ハ漸を以て死刑を廢止し之に代ふるに矯正主義の監獄を設立すへきことを述べたり」

然りと雖も白耳義國の監獄改良事業に於て最も緊要なる作因と云ふべきは嘗て其の英資と熱心とに依て慈仁主義の進捗に戮力したる最も著明にして最も有功ある政治家の一人バイコーント、ピライン十六世是れあり蓋し氏の「夜間、隔離、就寢、晝間、合同、就役の方法」を實行せんか爲めに千七百七十五年、セント・一大、決獄を建設したる其の計畫者にして又其の建築者なりとす之と後來一大監獄法となりし「オーバルン法」の第二の準備と爲す

此の著明なる改良の歴史及び性質に關する詳細の話說ハ利益多きものなるを信ずと雖も奈何せん本書ハ餘白に乏しけれハ只最も簡短に此の監獄即ち「セント監

獄の構成整理に關する概趣のみを左に述べん

抑も「セント」の監獄に於てハ今日に至りても尙ほ世人ハ監獄の管理上に採用せられんとに辛勞しつゝあるところの大主義の其の殆んど都てを早く既に實行したりき則ち感化を以て最先第一の目的となしたると、希望心を以て自新の最大なる作因となしたると、教育、宗教及び文學を以て第三の至要條件となしたると、刑期の減縮及び工錢の配與を以て勤勉從順及び自新の獎勵となしたること、囚徒の意志をして彼れ自身の徳義を再生せしむへき事柄に傾注せしめたること、即ち彼をして法律を尊敬するところの心を起さしめたること、監獄に於て各種の職業を授けたること、各囚をして或る手藝を諳熟せしめ其の放免後に於て正業に就くを得へき手段とあしたると、相愛主義と法律の敬愛心とをして囚徒の心思上に至大の勢力を有する作因とならしむる様に監獄規律を適用したると、感化手段を以て短期刑囚に對してハ全く無能となし長期刑囚に對してハ至緊至要あるものと爲したると、貧民の子又ハ漂泊の惡習ある幼者其の他罪惡に陷るるべきの危險ある總ての幼者を檢束して之に教育及び作業を授けたると是れ則ち今日の強迫作業場及び感化

院の至要なる總主義を包括するものとす是れなり
 ホワルドハ千七百七十六年と千七百七十八年とに於て此の監獄を巡見したり其
 の再度の巡見の際該獄の囚員ハ三百五十名なりと(内男百九十一人女百五十九人)
 而してホワルドハ此の囚徒の晝飯時に逢ひしか其の規律の嚴正秩序の整齊たる
 に驚駭し後ち自から其の事を記して曰く余ハ(ダント)監獄に於て良民社會中教育
 ある者の同數を以て成りたる集會よりも遙かに規律肅然秩序整然たる一百九十
 の罪人の集會を目撃せりと此の早き時代に於ても猶ほ且つ此の事ハ皆な德義上
 の勢力に依りて成就したるなり世界の他の部分に於てハ歐洲中最文明の土地に
 於ても猛惡殘忍苛責拷問を以て刑罰及び監獄規律の基礎準繩となしたる日に在
 て斯くの如きの改良ありしハ豈に其れ嘆美せざるを得ん哉
 (未完)

○佛國監獄法大意 (第六號の續き)

佛國 シード、ラマルク氏述

正員 武田英一 譯 東京

矯正院及び懲治院ハ所在地控訴裁判所檢事の特別なる監督に属し常に毎年一回
 該檢事の巡回を受けるのみならず内務省の監獄巡閱官(同上法律第十四條)及び所
 属監獄行政區典獄も亦た之を巡閱するの任あるものとす千八百七十六年三月十
 日訓令

女子矯正院ハ婦人の巡閱官の巡閱するところとす

幼年囚ハ男子と女子とを論せず出院後少くも三ケ年間ハ必ず貧民救助會の保護
 を受くべきものとす但し尊屬親より懲戒を出願したるものハ此の限に在らず(同
 上法律第十九條)

懲治院及び公立の男子矯正院女子矯正院に關する創設費維持費幼年囚を委託す
 る私立矯正院の補助費ハ俱に國庫より支辨するものとす

原註に曰く佛國幼年者懲治監の現數ハ公立矯正院五、私立矯正院二十五、女子矯
 正院十八、千八百五十年の法律に依て懲治院に代用する懲治場五、未丁年の女子
 にして二年以上の禁錮に處せられたる者及び不從順者の宣告を受けたる者を
 監禁すへき懲治場一なり

千八百七十六年六月一日に於て右在監者の數ハ大約一萬人あり内男子ハ八千人にして女子ハ二千人あり

第五 中央監獄

中央監獄の數ハ全國を通して二十五あり其の監禁する所左の如し

一 一年以上の禁錮に處せられたる輕罪犯の男囚、女囚

二 懲役に處せられたる男囚、女囚

三 滿六十歳以上の徒刑囚

四 徒刑に處せられたる女囚

輕罪囚及び懲役囚にハ各々特別の監獄あり女囚ハ重罪監中に於て別に一區劃を占む其の在監人の數ハ男囚一万二千以上、女囚二千以上なるを常とす

千八百六十五年の末より以來ハ在監人の罪質如何と問ハす男子と女子とを論ぜず若干時日間典獄に於て其の行狀を考察し果して善良なりと認むる者ハ之を試験改良場に移し専ら其の心の歸善を促すこととなせり但し再犯者ハ此の限にあらす(千八百五十七年四月六日及び千八百六十八年六月二十四日訓令)

獄内規律 獄内の規律ハ千八百五十九年五月十日の省令を以て定むるところにして其の要項ハ發聲を禁じ、煙草を禁じ、麥酒、葡萄酒其の他發酵性の飲料を禁ずる等なり唯コルスの懲戒監ハ其の氣候炎熱なるか爲め此の禁令に例外を設くることあり在監人にして監獄の規程に違犯する者あるときハ監獄の内廷に於て典獄より其の處罰を申渡すものとす

服役作業 在監人ハ刑法の規定に従て定役に服し作業を執らざるを得ず其の工錢の一部ハ本人犯罪の性質及び宣告を受けたる回数に従て多寡の差ありと雖とも必らず之を囚徒に属するものとし其の善行あるに當て食物等を購買するを許し又貯蓄資金となして刑期滿限の時に備へしむ在監人の作業ハ多くの織物、綯索、製帽、紡績、刷毛の製作、絹絲の梳整等なり其の他の囚徒ハ千八百五十二年二月十五日の勅令に依て農業に従事するものとす

工業請負者ハ其の事業の輕重に應じて相當の身元保証金を差出すものとす如何なる作業と雖ども内務大臣の許可を受け工錢の額を定むるの後にあらされハ囚徒をして之に従事せしむるを得ず但し一定の條項に遵ひ試作の名義を以て

するもの、此の限に非らず凡て囚徒の工錢、内務大臣の規定したる賃表に照して其の額を定むるものとす此の賃表の如きも亦た必要の場合に在ては府縣知事の上申に因り商法會議所の意見を諮ひ内務大臣に於て毎年改正することあり此くの如く囚徒の工錢、民間の工場に譲ることなしと雖とも其の工錢の五分一は傳習費、器具貸付料、其の他組製品の失費等として請負者に下付するものとす千八百五十二年三月一日の省令の主旨とするところにして民間の工場を保護して競争の患を免かれしむる所以なり

囚徒の作業より得るところの工錢、其の金額固より當さに國庫に屬すへし唯輕罪犯者に限り其の工錢の一部分を受くべきのみ然れども現今に在ては其の罪質如何に係らず總て工錢十分の若干を得るの規則とす故に輕罪囚の所得十分の五、懲役囚の所得十分の四、徒刑囚の所得十分の三ありとす再犯者に至りては稍々其の定率を減すと雖とも作業を勵み善行を勉むること六ヶ月に及ぶとき其の工錢の所得を増加せらるるを得へし(千八百四十三年十二月二十七日勅令及び千八百五十四年五月二十五日省令)

在監人の工錢、二部に分ち其の一部は監獄内に於て食物を購ふ等規則の許したる費用に供するものとし他の一部は貯蓄金となし刑期満限の時に至て之を交付し出獄時差向の需要に充てしむ之か爲め内務省の定額中に在監人工錢償還額の一項を置くものとす

會計 典獄は毎月一回又必要あるとき數回書記兼會計吏をして在監人の作業より生ずる現金及び其の他の雜収金を聚め之を郡收入官の貯金局に預けしむ此の場合に於て履行すべき手續は千八百六十四年八月四日の章程に掲載したる會計法及び訓令を以て定むるところとす

直轄法を施行する監獄及び公立矯正院の會計に關する規則は一千八百四十三年十二月二十七日の省令千八百五十三年十二月二十六日及び千八百五十五年十一月十一日の訓令千八百六十四年八月四日の章程を以て定むる所あり

第六 禁獄監

ベリラン、メル(在モルビハン)及びトッパール(在ドゥー、セーヴル)の二監獄は禁獄囚を監禁する處にして其の規則の如きは總て中央監獄の重要ある諸章程を適

用す
在監人情願に依て工場に出つるを許さるゝ者の必らず監獄内服役に關する秩序及び取締の諸規則を遵奉せざるへからず而して工錢の一部分の其の囚徒に給與するものとす千八百七十二年三月十六日省令
此の監獄の囚徒も亦悉く成規の獄衣を着けざるを得ず千八百七十三年十一月五日の省令

第七 遠移四、流刑囚の刑事殖民地

(本款の別に譯出すへし)

第四章 陸海軍監獄

陸軍監獄 陸軍々人にして罪を犯し刑に處せらるゝも軍列より除かれざる者の特別なる監獄に監禁するものとす此の監獄は陸軍工役場陸軍懲戒監陸軍監獄の三種にして陸軍省の所管に属す

陸軍工役場の軍法會議に於て陸軍刑法第四卷第二章の重罪、輕罪に處せられたる軍人及び減刑を以て工役の輕罪に處せられたる軍人を監禁する處とす此の工役

場(アルジェリ)殖民地に設置し千八百五十六年七月二十三日の章程に因て管理するものとす

懲戒監は二年以上の禁錮に處せられたる軍人及び更に重き犯罪より禁錮に減刑せられたる軍人を監禁する處とす其の數は佛國に在るものと、アルジェリ)殖民地に在るものとを合せて六にして其の規則は千八百五十六年七月二十三日の章程を適用す

陸軍監獄の監禁するところは左の如し

一 陸軍被告人

二 憲兵の護衛を以て押送する軍人

三 宣告済の軍人にして他に押送前の者

四 二年以下の禁錮に處せられ懲戒監に押送せざる軍人

在監人ハ悉く定役に服するものとす

監獄内の規律を犯したるものハ總て苦役に服せしむ然れとも將校に限り特に懲罰室の設けあるもの亦た頗る多しとす

陸軍監獄ハ左の二章程に據て管理するものとする

一 千八百六十三年六月八日の章程此の章程ハ佛國及ハ「アルジェリ」殖民地俱に之を適用す

二 千八百六十五年二月六日の章程此の章程ハ内地陸軍監獄の行政組織に關するものなり

海軍監獄 海軍監獄一港一所の設けあり禁錮の刑を受くべき海軍々人及ハ軍紀違反の海軍々人を監禁するとあるとす

海軍監獄ハ各々其の區劃を分て收監場、留置場、輕罪監の三者とし軍紀違反者被告人既決囚の名義に應じて海軍々人を監禁す(千八百五十八年六月四日法律)

囚徒の食料ハ粗々輕隊の水夫に同し

如何ある刑と雖とも其の港の海軍上官に申告するの後にあらされハ執行するを得す

在監人ハ悉く定役に服するものとす

(完)

○警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法 (第六號の續き)

佛國 フエルナンド、デーボルト氏著

正員 佐野 尙譯 東京

アレシアル人ドバシアア、フルリ氏の英京倫敦の警察長大佐ハンデルソン氏と同一の主義を懷ける人にして即ち萬國相同盟して犯罪人の引渡法を同一の主義に據らしめ以て其の執行を容易ならしむへしと云ふに在るなり然れとも近來に至るまで往々實見するか如く普通の犯罪人の引渡を此れの政府より彼れの政府に請求するとき稍もすれハ非常の紛議を生ずることあるを以て此れ等の障礙の爲め終に之を廢止するに至るやも保し難し

今此に一例を證せんに或る瑞西人ハ其の本國にあるの日、五百法の金圓を盗みて竊かに英國に逃かれたるとき瑞西政府ハ其の引渡を英國政府に請求することあるも同政府ハ之を肯せざるへし何となれハ瑞西の犯罪人ハ瑞西政府之を捕獲するの責任に當れり英國政府奚そ之に當るの權利を有せんや

英人ジャンネ氏の博士ギイヨーム氏が瑞典萬國監獄會議に於て陳へたる主義に基つき犯罪人の引渡に就き充分ある利害の經驗をなし以て之を實行すへしと主張せり今之を詳説すれい如何ある者ありと雖も一端罪を犯したる以上其の報應を受くべきに免るへからざるの道理あるか故に一時の罪を逃かれて羈旅の人とあるも到底引渡され逃走し眞に無益ありとの感覺を懷かしめんか爲め純正ある引渡をなすへしと云ふに在るなり

現今萬國政府が犯罪人の引渡に關する事實を見るに改罪を免かれんとならば須らく速かに他國に往けと云ふか如き方法にして恰も罪人の糧を齎らして他國に往き安然たる生活を爲すの姿をなせり何そ彼のリウハンソン氏の犯罪人引渡論の主旨と相戾るの甚しきや

法網如何に密ありと雖も探索の方法如何に緊なりと雖も隱然之を脱避して安然たる生活を營むもの蓋し鮮少ならざるへし是れ他亦し外國に逃かれたる犯罪人を搜索せざるに依ると國と國とに於ける犯罪人の引渡の困難あると此の犯罪人を拘致するに就きて種々なる混雜あるとに依りてなり

引渡法の不完全なる論を俟たざるを以て英國の人民の夙に之を慨歎し千八百七十八年五月を以て同國有名の法律家を集め委員を撰舉して之を政府に報告したり今其の報告書の摘要を擧ぐれば則ち左の如し

一 犯罪人が刑罰に處せらるゝこと、良民の幸福なり、又犯罪人をして社會に自由の運動を爲さしむること、國家の幸福なり、故に犯罪人を處罰せんか爲め此れの國より彼れの國に犯罪人の引渡を請求したるときは同國政府の速かに其の事情を斟酌して其の引渡を行ふべきに幾んど正理なるか如し然れども事實上或い之を許諾することあるべく或い肯いざることをあるへし而して我が英國政府は是等の事實あるにも拘りらず正理の許し得べき限りの勉めて引渡を爲し且つ其の方法を堅固ならしむべきに最も必要のこと、信す

二 現今一般に行ふところの引渡法の嚴重に過ぎ且つ無益なるか如し假令其の引渡を爲すべき邦國の如何なるにも拘りらず總て斯くの如き嚴重なる方法に到底之を採用すへからずと信す

三 犯罪の性質にして人命に關し又い物件に關したるに拘りらず總て犯罪の

名義ある者ハ悉く引渡すこと必要あるか如し且つ之を鎮制するハ一國の安寧と亦た一般の利益となるべきものなり然れども真正なる國事犯ハ強ち之を引渡すの限にあらす只た其の行爲の故殺罪又ハ放火犯と同一ある目的に出てたるか若くハ大逆を犯したるときに當りてハ則ち之を引渡すを以て適當なりと信す

常事犯にして或ハ國事犯なる旨を託言するものあるも勿論之ハ引渡を爲すべきものとす若し其の行爲にして内乱又ハ一揆に關するか如きものなるときハ之ハ引渡を爲すべき限りにあらざるなり然れども其の政府にして其の犯罪者を引渡すの權利を有するときは無論之を引渡すも妨けなしと信す

四陸海軍服務規律、宗教律、又ハ警察律等に抵觸したる犯罪人ハ各々其の範圍に於て之を處置すべきものと信す

五犯罪の輕重如何を區別するハ宜しく引渡官吏の權内に屬すべきか如し又其の犯罪人にして無籍人なるときハ假令先きの政府が請求するも其の引渡を爲すへからず但し若し其の罪の重大なるに當りてハ引渡するも亦た敢て

差支なしと信す

六重罪犯の性質を區別し又ハ輕罪犯に對する不都合の事實あることを防制せんか爲めに裁判官其のものに於て其の法文に基きて純正なる犯罪人たるものとを明瞭ならしめたるにあらざれば直ちに之を引渡すへからず但し是れハ他國と自國とに論あく總ての犯罪人ハ皆同一の處置を施すべきものと信す

七引渡請求の明文に據り引渡されたる以上ハ之に附帶の裁判宣告を爲すことあるも彼れ自らに於て之を抗拒するの理由ありと信す

引渡されたる者若し自ら引渡さるべき理由なき旨を明言したるときハ其の事情を篤と探究したる後事實毫も相違なきに於てハ之を免すへし然れども此種類のものと頗弊害あるか故に之を改良する方法ハ則ち被告者自身に其の身上に於ける檢査を英國政府に請求するの權利を與へしむべきことと信す

第八、第九、第十項にハ人民の住所を巡察するの權利を裁判官に與へべき旨を

説明せり

十一 外國政府に犯罪人の引渡を請求する爲め電信を以て英國政府に告知すと雖も現今の警察に於ては其の政府より拘留書を得るにあらざれば捕拘せざることをなせり

現今施行の引渡法より生ずる弊害を矯正せんか爲め犯罪人の拘留を命令するの權利を裁判官に附與し裁判所に引致すべし而して裁判官の之を訓諭したる後假禁錮に處し又ハ放免すべきやの決行を爲すべきことと信す然るに現今の英國の法律に依れば外國より他の外國に引渡すべき犯罪人か大不列顛の内地を通過するも之に干渉すべきものにあらすとなせり

佛蘭西より日耳曼又ハ和蘭に引渡したる犯罪人にして若し海を超えて大不列顛の内地に遁竄したるときは英國政府の之に干渉せざるの權利を有せり

(未完)

通 信

近來社會の進歩すると共に治獄上の事に注意するもの日々に多きを加へ往々右に關係する諸書等あるを見るに至りたるハ斯道の爲め深く慶賀すべきことなり而して其の斯くの如くなるを致せる所以のものハ是れ全く貴會設立の力與りて大なることと言はざるを得ず爾來當局者ハ勿論治獄上に關係ある人々の益々之ハ研究を怠らざるべきハ必然のことと信するなり依て小生も何かな有益なる報道を爲し貴會に酬ゆるところあらんとせしに幸ひ出願懲治者の事に就き一語を得たれば茲に之を報しぬ

世人の知らるゝか如く彼の出願懲治者なるものハ概ね父母若くハ親戚に於て其の子弟の不良を矯正せんか爲めの慈善心より出でたるものにして其の主意たる之を棄てゝ顧みざるべきハ本人の耻辱ハ勿論父母若くハ親戚の榮譽を傷み且つ政府の法律をまて累ひすに至るを以て希くハ之を矯正歸善して社會公正の人たるに耻ぢさらしめんとの情實に出るものなり故に之を目するに普通犯罪人と同一にすへからざるを以て司獄官たるものハ勉めて深切丁寧を以て主となし之を警め之を訓へ片時も早く矯正歸善の途に就かしめ其の父母若くハ親戚たるもの

も心情に副ふどころなくんあらざるなり
夫れ然り是れを以て懲治場の構造の如きハ監獄の建築上最も注意を要すべきものなりとす然るに我ハ神奈川縣の如きハ現に懲治場に充用するの箇處ハ其の構造未だ完備したりと云ふを得ざるを以て其の處遇法に至りても充分なること能はず此の場に於て好結果を奏せんとするハ亦た望洋の歎なきこと能はざるなり故に我ハ典獄小泉保直君ハ夙に之を憂慮せらるゝこと一方ならざりき
然るに本年二月二十三日のことなるか一人の出願懲治者ありし乃ち横濱區若葉町二丁目拾六番地大工職岩瀬嘉吉の長男半次郎とて今茲十三歳十ヶ月の少年にてありき半次郎姓來甚た懶惰にして學問を嫌ひ生業を事とせず自家貯蓄の金錢ハ勿論其の他の物品に至るまで安りに之を持出し他に鬻賣し口耳の欲に供し且つ處々旁行至らざるところあく數日の間家に歸らず夜間宿泊の居所なきに當れハ或ハ空家に睡むり少年にハ似けなきものとのみ多くして其の惡行ハ日に益々増進せるの故を以て父母の教誡威嚇ハ勿論警官の説諭を被むること數次に及ぶと雖も彼れ毫も其の意に介するところなく恬然たること聳者の鼓音を聞くに異な

らす然れとも父母情として其子の惡道に浸入するを旁觀し社外の人となすに忍びず之を制せんとするも他に其の術なきを以て此の上ハ監獄に依頼して制馭の術を計るに若かずとの理由より遂に懲治入場の義を當監獄に依頼することハなりたり

然れとも懲治場の現況ハ前文に於て既に之を述べたるか如く改心の効用に乏しき故に小泉典獄ハ既に彼れを懲治するに足らざるを覺知せられたり蓋し懲治場を設くるの主意ハ不良少年者を懲治改良するにありと雖も退て其の結果を考ふるに單に彼れ不良者を此の場裡に囚禁し其の自由を束縛すると云ふに過ぎず而して彼れハ此の場裡に於て他の不良者より傳習するところの惡事ハ其の初入の時に於けるよりも亦た一層の進捗を加へ一朝該場の羈束を脱するに當りてハ其の該場に於て蓄養したる惡事の爲め純然たる罪犯となること比々其の類あるを見るなり且つ之を矯正するハ入場以後に於てするより入場以前に於てするに若かさるを以て小泉典獄ハ左の方便に出てられたり
乃ち岩瀬嘉吉の懲治入場を出願するに當り典獄ハ直ちに之に面し本人の生育、教

育の程度、諸物の嗜好及び其の行爲等を詳細に質問し且つ曰く今、余の願意を容れて入場せしむるの甚だ容易なりと雖ども少しく思惟する仔細もあるふとなれり。暫らく余の説を容れて明日の當人を同道し來るへし而して其の來監後の順序の云々すへしと詳細に掲示したり是に於て其の父の翌日を以て當人半次郎を引き連れ且つ立合人として叔父及び従弟等をも同行したり依て典獄の其の約の如く一同に面會し懇ろに當人に説諭するに父母の教訓の背くへからざるふと行ひの謹慎すへきことと、法律の崇敬すへきこと、監獄の畏怖すへきこと等を以てし且つ其の襟を正して曰く余の今、子の爲めに此の教誨の勞を執る所以のもの他なし子か行爲を正たして社會の人たるに耻ぢさらしめんとの意に出でたるものなり幸に余の此の言を容るゝ乎余の悦んで子を歸すへしと雖も若し容れざるに於ては余の余の職權に對して默視すること能はざるものあり將さに斷行の處置に出んとす子以て如何となす乎去りなから今日のこの事甚だ急卒に出でたれり子も亦た思慮を費やすの遑なかるへく且つ子の改否如何を驗したく思惟することなれり今日、先づ一旦子を家に歸すへしと云ひて其の父に向ひ願書の暫らく余

の手許に預り置き以て他日の用に供すへしと是に於て當人の勿論一同も共に感涙を流して退監したり

爾後數十日經過するも入場の願なきに依て典獄の其の改否如何を驗せんか爲め親しく居所に就きて其の顛末を尋ねたりしに其の實母あるもの出て迎へて曰へるやう過日の惡息の爲めに一方ならぬ御配慮に預り御禮の程謝するに辞めし實に日外御説諭を被むりし以來彼れか舉動の頗る變改致し誠に別人の如く謹直になりて今日も父と共に工作場に到りて精勤致し居り候と涙を浮へて辭謝したりと云ふ

右の小生小泉典獄に待して見たると又典獄より聞知したる顛末を筆記したるものにして或の會員諸君の一燦にもなるものなど報告することゝなせり

右 正員 霧生里次郎報す 神奈

本會記事

●臨時總集會及び評議會 去る十月二十七日午後一時より東京駿河臺明治法律學校講堂に於て本

會の臨時總集會を開きたり其の決議等ハ「本會の臨時總集會」(一頁)に掲載したり又本月六日に午後五時より東京麹町區富士見町富士見軒に於て第一回評議會を開けり其の決議等ハ載せて「本會の評議會」(三項)にあり

●入會 去る十月三十一日の調査に依れハ入會者の數三千四十六名に達したり爾來尙ほ日々に入會の申込みあり

●會告 會費御送附の節領収証を得んとせらるゝ向ハ郵便切手二錢又一錢端書を御送附あるへし

●本號ハ十月中發行すべきのところ今十一月に遲延したり會員諸君幸に之を諒せられたし

●寄送

一 三池集治監統計表

明治十七年、十八年、十九年、二十年、五冊

議員 神原富文君

一 監獄法規附錄 一冊

議員 大浦則泰君

一 白耳義國獄制抄譯 一冊

議員 大浦則泰君

一 長崎縣監獄統計表 明治二十年 一冊

議員 池上四郎君

一 舊政府の刑罰執行の圖

議員 池上四郎君

一新潟縣監獄統計表 明治二十年 一冊

議員 池上四郎君

(未完)

●入會

●正員

●東京府

關 豐吉

上條盛政

堀 義水

村上貞正

勾坂 選

磯 賣

永井百之進

堀越寛介

●鳥取縣

中村武次郎

間宮敏也

福井貞次郎

富田 幸智

山根 武雄

岸本 勝藏

石井 榮藏

本郷 清太郎

大塚 通太郎

●兵庫縣

谷 新太郎

●富山縣

高橋 外吉

高澤 敦忠

高嶋松太郎

中山 一二

●大坂府

永田 生之亟

菊池 侃二

濱田 巖

●廣島縣

木下 經登

大島 房吉

廣嶋衛成監獄

●福井縣

佐野 俊之助

池上 生郎

●長崎縣

小林 與七

三根 彌四郎

井原幸三郎

岡崎三都次郎

樋口千代治

高石 太郎

平野時右衛門

西村村三郎

●鹿嶋縣

吉井 叶

佐多 操

横山 良静

月野木 萬介

●福岡縣

山崎 忠門

上野 琢磨

小野 史一

●奈良縣

森 元祐

樋口 萬造

田中 喜三郎

大寺 辰生

宮地 良一

高屋 常三郎

●長野縣

黒岩 太平

横瀬 善俊

●山形縣

成田 榮太郎

小澤 久治

吉村 正行

渡邊 賢造

工藤源一郎

佐藤 信吉

小田 義正

牧 正久

正木 保明

上村 小太郎

牧野謙三郎

桐ヶ窪 祐吉

●千葉縣

馬淵 平造

高田 藤助

西郷 英之進

●岡山縣	安田 順吉	荳屋 澄勝	玉虫 平三	志賀 久俊	中村 巖次郎	新美 鶴吉
藤森 彦俊	袖山 正忠	●滋賀縣	清水 吉次郎	石田 永忠	篠田 正徳	加藤 伊八郎
●愛知縣	●鈴木 錄三郎	前田 辨次郎	木村 與三八	國谷 金次郎	成瀬 文三郎	森 元太郎
●茨城縣	田口 善介	●福岡縣	小西 竹次郎	關 致 悟	山中 喜平太	岡澤 直藏
●京都府	山口 太吉	三川 玉鳳	馬場 恒次郎	淺野 銀平	伊藤 捨三郎	衆度 戒運
足立 貞直	中村 重熹	宮井 貞太郎	平井 鐵三郎	●新潟縣	別所 捨吉	長杉 直次
柳瀬 鶴吉	飯嶋 兼吉	宮井 幸次郎	三村 善五郎	●神奈川縣	堀江 錦次	若林 隆之助
武田 篤初	杉浦 長壽	●埼玉縣	高橋 庄右衛門	岡本 清次郎	垣原 李松	關口 第次郎
●栃木縣	廣木 孝藏	大谷 吉多	●岐阜縣	高橋 洲廣	松野 仙次郎	柑子 義男
若山 茂雄	大森 彌平	黒田 吉政	●岐阜縣	高橋 洲廣	中嶋 孫四郎	渡邊 武昭
●静岡縣	赤松 皆恩				澤野 浪次郎	辻 忠次郎
					新井 徳齋	對島 良藏
					千村 繁次郎	

(未完)

●會告 會費の自今左の名宛を以て御送附相成度此の段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名

東京集治監官舎

石澤謹吾

郵便爲替振込み先さ

東京千住南組

千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長 正員 石澤謹吾

調査局長 正員 宇川盛三郎

主幹(事務) 正員 宇川盛三郎

主幹(會計) 正員 關長膺

庶務委員 正員 佐野尙

調査委員 正員 武田英一

調査委員 正員 深井鑑一郎